

〇うきは市子ども遊園設置事業補助金交付規則

(平成17年3月20日規則第60号)

改正 平成28年3月23日規則第10号 平成29年3月22日規則第7号

令和2年11月18日規則第41号

(趣旨)

第1条 児童福祉施設として区の子ども遊園を充実し、地域の児童に健全な遊びの場を与え、健康を増進し、情操を豊かにするとともに事故による傷害を防止するため、各区において設置する子ども遊園及び遊び場(以下「子ども遊園」という。)の設置に要する経費について、その設置区に対し、この規則の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる要件を具備したものでなければならない。

(1) 当該地域住民の要求に沿い適切な運営がなされる子ども遊園であること。

(2) 当該年度内において工事が完成するものであること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、子ども遊園の設置に要する経費のうち設備費(土地に係る工事費を除く。)遊具、外柵の工事費及び遊具等の補修費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、その額が20万円を超えるときは、20万円とする。ただし、国県支出金を受け、又は受けることが確実であるものについては、これを控除した額により算出する。

$(\text{経費} - \text{支出金}) \times 1 / 2$

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、補助金の割合及び限度額を別に定めることができる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする区は、子ども遊園設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 当該用地が遊園地として使用できる旨を証する書類の写し

(3) 子ども遊園の敷地図及び位置を示す見取図

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要な場合は現地調査の上補助金交付の適否を決定し、交付すべきものと決

定したときは当該申請書を提出した者に対し、子ども遊園設置事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知をする。

（事業の開始届）

第7条 区は、事業を開始したときは、直ちに工事契約書の写しを添えて市長に届け出なければならない。

（事業の中止又は廃止）

第8条 区は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（補助金の請求）

第9条 補助金の請求をしようとする区は、請求書に事業完了報告書兼設置確認書（様式第4号）及び収支決算書を添えて事業完了後1箇月以内に市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、補助金の請求を受けた場合、事業完了報告書兼設置確認書及び収支決算書を審査し、誤りがないと認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の児童遊園設置事業補助金交付規則（昭和47年吉井町規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月23日規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月18日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。